

厚生労働省

非正規雇用労働者の待遇改善支援事業

平成29年度予算額 694,146千円 (0千円)

概要

民間事業者への委託により、47都道府県に「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を設置し、労務管理の専門家を常駐させ、電話相談等に応じるほか、直接事業所を訪問した上で、待遇改善に向けた改善計画を策定するなどのコンサルティングを行う。また、各地域でセミナーを実施する。

1

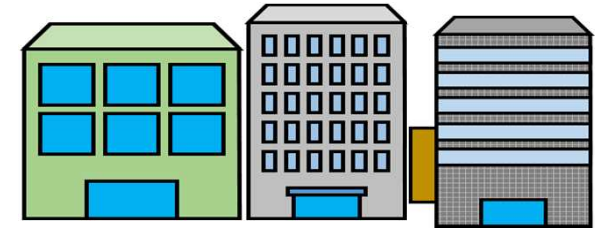
非正規雇用労働者
待遇改善支援センターの
設置(※)

各地域で事業主向けセミナーを開催

※ 東京のセンターには、他の道府県センターからの疑義を集約する機能を付加する。

2

非正規雇用労働者の
待遇改善に関する相談



地元の中小企業

3

コンサルティングのために直接訪問

把握

•待遇改善等のメリットを説明するとともに、雇用管理の状況のヒアリングを行い、企業が現在抱えている課題を把握する。

提案

•把握した課題を踏まえ、具体的な改善計画を企業に提案し、ポイントや取組方法についてのコンサルティングを行う。

管理

•改善計画に沿った取組が円滑に実施されているか確認し、必要に応じ計画を修正するなど、効果的に実施されるよう、きめ細かなコンサルティングを行う。

検証

•一定期間経過後に再度訪問し、実施した改善計画の効果や課題を検証するとともに、引き続き、取組が継続されるよう改善点などを示す。

非正規雇用労働者の待遇改善を実現



キャリアアップ助成金について 平成29年度予算額：670億円（28年度予算額410億）

○ 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期契約労働者等」といいたいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

目的	コース名・内容	助成額 ※<>は生産性の向上が認められる場合の額、（ ）は大企業の額、下線は新規又は拡充部分									
正社員化支援	正社員化コース 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用	①有期→正規：1人当たり57万円<72万円>（42.75万円<54万円>） ②有期→無期：1人当たり28.5万円<36万円>（21.375万円<27万円>）※無期雇用への転換は、基本給を5%以上増額した場合に限る。 ③無期→正規：1人当たり28.5万円<36万円>（21.375万円<27万円>） （注）正規には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含む。 ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、①③：1人当たり28.5万円<36万円>（大企業も同額）加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業主における35歳未満の者の場合、 ①：1人当たり9.5万円<12万円>（大企業も同額）、②③：1人当たり4.75万円<6万円>（大企業も同額）加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、①③：1事業所当たり9.5万円<12万円>（7.125万円<9万円>）加算									
人材育成支援	人材育成コース 有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施 ・一般職業訓練（OFF-JT） ・有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJT）	OFF-JT 賃金助成：1h当たり760円<960円>（475円<600円>） 経費助成：実費助成 ※訓練時間数に応じて1人当たり次の額を限度 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">100時間未満の場合</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">10万円（7万円）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">100時間以上200時間未満の場合</td> <td style="text-align: center;">20万円（15万円）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">200時間以上の場合</td> <td style="text-align: center;">30万円（20万円）</td> </tr> </table> （有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合） 15万円（10万円） 30万円（20万円） 50万円（30万円） OJT 実施助成：1h当たり760円<960円>（665円<840円>）		100時間未満の場合	10万円（7万円）		100時間以上200時間未満の場合	20万円（15万円）		200時間以上の場合	30万円（20万円）
	100時間未満の場合	10万円（7万円）									
	100時間以上200時間未満の場合	20万円（15万円）									
	200時間以上の場合	30万円（20万円）									
処遇改善支援	賃金規定等改定コース 全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額	①全ての賃金規定等改定： 対象労働者数が 1人～3人：9.5万円<12万円>（7.125万円<9万円>） 4人～6人：19万円<24万円>（14.25万円<18万円>） 7人～10人：28.5万円<36万円>（19万円<24万円>） 11人～100人：2.85万円<3.6万円>（1.9万円<2.4万円>）×人数 ②雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定： 対象労働者数が 1人～3人：4.75万円<6万円>（3.325万円<4.2万円>） 4人～6人：9.5万円<12万円>（7.125万円<9万円>） 7人～10人：14.25万円<18万円>（9.5万円<12万円>） 11人～100人：1.425万円<1.8万円>（0.95万円<1.2万円>）×人数 ※ 中小企業において3%以上増額した場合、全ての賃金規定等改定：1人当たり1.425万円<1.8万円>加算 雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定：1人当たり0.76万円<0.96万円>加算 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり19万円<24万円>（14.25万円<18万円>）加算									
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上実施	1事業所当たり38万円<48万円>（28.5万円<36万円>）									
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	1事業所当たり57万円<72万円>（42.75万円<54万円>）									
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用	1事業所当たり38万円<48万円>（28.5万円<36万円>）									
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施	1人当たり 3%以上：1.9万円<2.4万円>（1.425万円<1.8万円>） 5%以上：3.8万円<4.8万円>（2.85万円<3.6万円>） 7%以上：4.75万円<6万円>（3.325万円<4.2万円>） 10%以上：7.6万円<9.6万円>（5.7万円<7.2万円>） 14%以上：9.5万円<12万円>（7.125万円<9万円>）									
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用	1人当たり19万円<24万円>（14.25万円<18万円>） ※ 上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善（仮称）コース」と併せ、労働者の手取りが減少しない取組をした場合、 1時間以上5時間未満延長でも助成 1時間以上2時間未満：3.8万円<4.8万円>（2.85万円<3.6万円>） 2時間以上3時間未満：7.6万円<9.6万円>（5.7万円<7.2万円>） 3時間以上4時間未満：11.4万円<14.4万円>（8.55万円<10.8万円>） 4時間以上5時間未満：15.2万円<19.2万円>（11.4万円<14.4万円>）									

労働関係助成金の改革（平成29年度）

1. 助成金の整理統合

課題

- ① 助成金の本数が多すぎ、体系が複雑であるため、わかりにくい。
- ② 利用されていない助成金がある。

対応

- ① 支給実績の低いものの廃止や、目的・内容が類似しているものの統合により、助成金全体の本数を削減（40本→21本）。
- ② 今後も、必要な見直しを行っていくこととしている。

2. 「生産性要件」の設定

課題

- 労働関係助成金は、失業の予防・雇用の安定などの目的を果たすとともに、今後、企業の生産性向上の取組を支援する機能を持たせるべき。

対応

- 労働関係助成金（一部を除く）において、生産性の向上を図る企業に対して助成の割増等を行う「生産性要件」を設定する（基本は生産性が3年で6%伸びる場合が該当）。
- 生産性の伸びが大きくない場合（生産性の伸びが3年で1%以上6%未満）でも、金融機関の事業性評価を活用して「生産性要件」を判断する。

3. 金融機関の経営支援との連携等

対応

- ① 労働関係助成金において生産性要件の判定に当たり、金融機関の事業性評価を活用。（再掲）
- ② 労働関係助成金の情報を、自動配信メールで提供するなどによって金融機関の経営支援に活用してもらう仕組みを構築。

労働関係助成金の見直し一覧

40本 → 21本

A 雇用維持関係の助成金	
1 雇用調整助成金	
B 再就職支援関係の助成金	
2 労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)	
3 受入れ人材育成支援奨励金(早期雇入れ支援)	
4 受入れ人材育成支援奨励金(人材育成支援)	
5 キャリア希望実現支援助成金(生涯現役移籍受入れ支援)	
6 キャリア希望実現支援助成金(移籍人材育成支援)	
C 雇入れ関係の助成金	
7 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)	
8 高齢者雇用開発特別奨励金	
9 被災者雇用開発助成金	
10 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金	
11 三年以内既卒者等採用定着奨励金	
12 障害者初回雇用奨励金(ファースト・ステップ奨励金)	
13 トライアル雇用奨励金	
14 障害者トライアル雇用奨励金	
15 障害者短時間トライアル雇用奨励金	
16 地域雇用開発助成金(地域雇用開発奨励金)	
17 沖縄若年者雇用促進奨励金	
18 生涯現役起業支援助成金	
D 障害者の雇用環境整備関係の助成金	
19 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金	
20 障害者職場定着支援奨励金	
21 訪問型職場適応援助促進助成金	
22 企業在籍型職場適応援助促進助成金	
23 障害者職場復帰支援助成金	
24 障害者職業能力開発訓練施設等助成金	
25 障害者職業能力開発訓練運営助成金	
E 雇用環境の整備関係等の助成金	
26 職場定着支援助成金	
27 建設労働者確保育成助成金	
28 通年雇用奨励金	
29 高齢者雇用安定助成金	
30 職場意識改善助成金	
31 業種別中小企業団体助成金	
32 業務改善助成金	
33 受動喫煙防止対策助成金	
F 仕事と家庭の両立関係の助成金	
34 両立支援等助成金(事業所内保育施設設置・運営等支援助成金)	
35 両立支援等助成金(出生時両立支援助成金)	
36 両立支援等助成金(介護支援取組助成金)	
37 両立支援等助成金(中小企業両立支援助成金)	
38 両立支援等助成金(女性活躍加速化助成金)	
G キャリアアップ・人材育成関係の助成金	
39 キャリアアップ助成金	
40 キャリア形成促進助成金	

	生産性要件
A 雇用維持関係の助成金	
1 雇用調整助成金	
B 再就職支援関係の助成金	
2 労働移動支援助成金	
	○
C 雇入れ関係の助成金	
3 特定求職者雇用開発助成金	
4 トライアル雇用助成金	
5 地域雇用開発助成金	
	○
6 生涯現役起業支援助成金	
D 障害者の雇用環境整備関係の助成金	
7 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金	
8 障害者雇用安定助成金	
9 障害者職業能力開発助成金	
E 雇用環境の整備関係等の助成金	
10 職場定着支援助成金	
	○
11 人事評価改善等助成金	
	○
12 建設労働者確保育成助成金	
	○
13 通年雇用助成金	
14 65歳超雇用推進助成金	
	○
15 職場意識改善助成金	
16 業種別中小企業団体助成金	
17 業務改善助成金	
	○
18 受動喫煙防止対策助成金	
F 仕事と家庭の両立関係の助成金	
19 両立支援等助成金	
	○
G キャリアアップ・人材育成関係の助成金	
20 キャリアアップ助成金	
	○
21 人材開発支援助成金	
	○

○: 生産性要件を設定した10助成金(一部のコースでは設定していないものあり)

在職者等が、厚生労働大臣指定の教育訓練講座を受講した場合、支払った経費の一部を支給する「教育訓練給付」(専門実践型)を拡充する。

(1) 助成対象講座の多様化、利便性の向上(2500講座→5000講座)

① **IT**など就業者増が見込まれる分野の講座の増設

【高度情報セキュリティ資格をはじめ、IT分野等の高度・実践的スキルの修得を目標とする講座の拡充(経産省と連携)】

② 子育て女性のための「**リカレント教育**」の講座の増設

【子育て女性向けの職業実践性の高い短期間の講座の拡充(文科省と連携)】

③ **土日・夜間講座**の増設、**完全eラーニング講座**の新設

【子育て女性、在職者、地方在住者等の受講機会の確保に資する講座の拡充】

(2) 受講費用に対する給付の引上げ【**法律・省令**】

① **支給割合を引上げ**(現行4割 ⇒ **5割**。資格取得等した場合は+2割。)

② **上限額の引上げ**(現行32万円 ⇒ **40万円**。資格取得等した場合は+16万円。)

(3) 2回目以降に専門実践教育訓練給付を受けるために必要な**期間の緩和** (現行10年⇒ **3年**)

※10年間の給付総額は、168万円を上限とする。

【**省令**】

(4) 離職後に**出産、子育て等でのブランク**が長くなっても**受給を可能**とする(現行4年⇒**20年**)とともに、子育て等の事由発生後1ヶ月以内とされている延長手続の見直しを実施 【**省令**】

(5) 専門実践教育訓練を受講する45歳未満の離職者に対する教育訓練支援給付金(暫定措置)の**引上げ**(現行 基本手当の50%⇒**80%**)及び暫定期間の**延長**(現行 平成30年度末まで⇒**平成33年度末まで**)

5 【**法律**】

民間人材等の活用による在職者訓練を中心とした人材育成支援

平成29年度予算額 9.9億円

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)において、民間人材等を活用した在職者訓練を拡充するとともに、全国の職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)等に「生産性向上人材育成支援センター」(仮称)を設置して、在職者訓練のコーディネート等の事業主支援の充実を図ることにより、中小企業等の労働生産性向上に向けた人材育成を支援する。

(1) 民間人材等を活用した在職者訓練の拡充

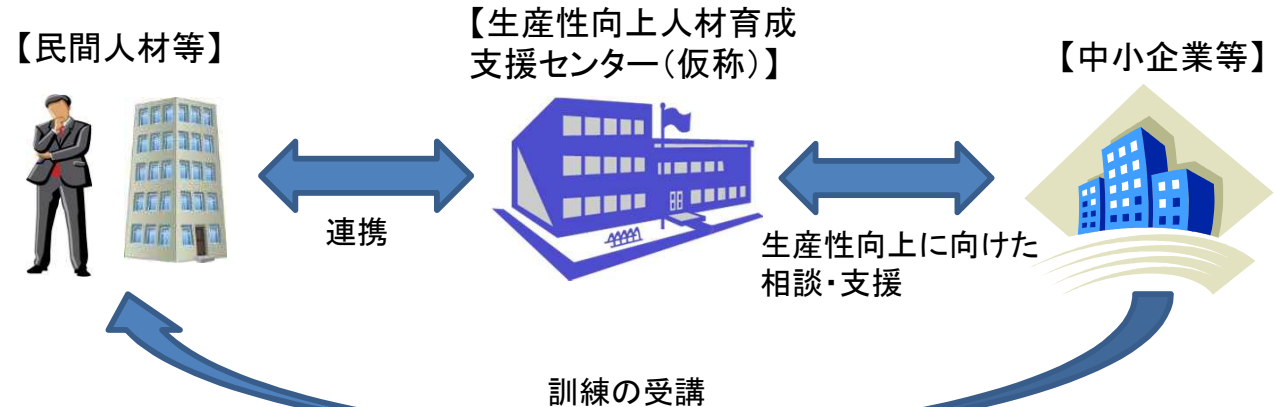
- ① 先進企業の好事例を活用したオーダーメイド型訓練の開発
- ② 民間人材等を活用した在職者訓練を積極的に実施

(2) 事業主支援の充実

生産性向上人材育成支援センター(仮称)において、中小企業等の労働生産性向上のための総合的な支援を実施

- ① 在職者訓練のコーディネート
- ② 人材育成に係る助成金の相談対応 等

<イメージ図>



<職業訓練メニューの例>

- 新製品の開発につなげるためのマーケティング技術
- 生産性向上を目指した生産管理手法
- 生産工程における課題発見と業務改善手法
- 機械分野、電気・電子分野の技能・技術の向上

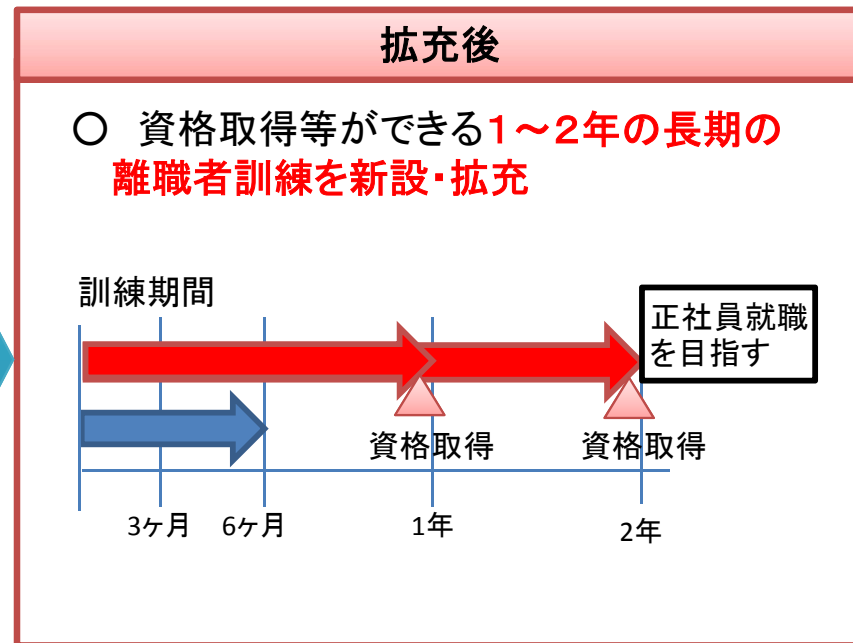
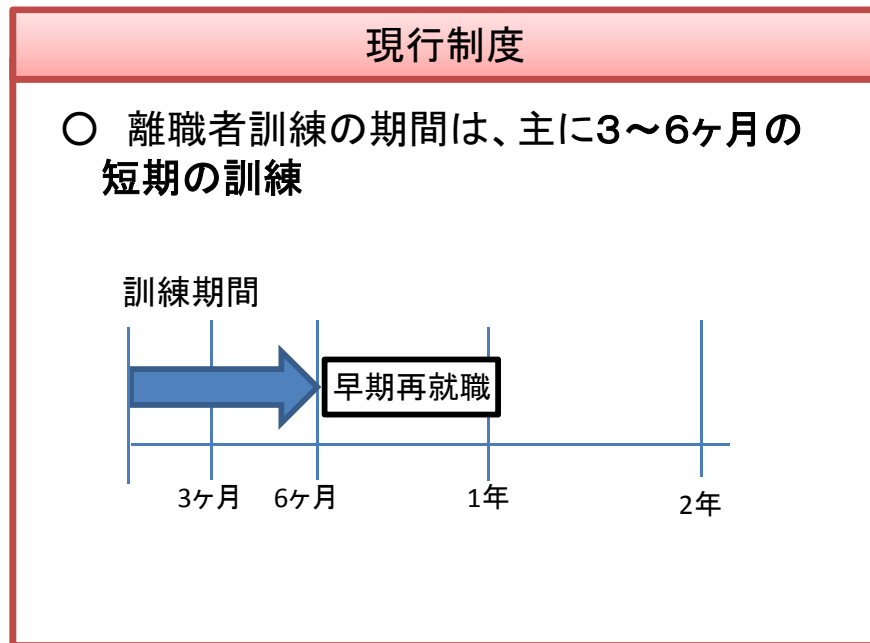


離職者訓練の拡充 ～非正規雇用労働者の正社員化実現コースの創設(仮称)～

平成29年度予算額 87.4億円

公共職業訓練(委託訓練)において、これまで能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象として、国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースを新設・拡充し、高い可能性で正社員就職に導くことができる充実した訓練を実施する。

※対象者はハローワークに求職登録している非正規雇用労働者等。



さらに、就職後の定着指導やフォローアップの支援を行う。

コース例: 応用情報技術者、シスコ技術者認定、社会福祉士、精神保健福祉士、一級建築士、介護福祉士、保育士 など

平成29年度厚生労働省(働き方改革関係)予算の主要施策

非正規雇用の待遇改善

(非正規雇用労働者の正社員転換・同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善の取組) 【一部新規】
【608億円】 (376億円)

- キャリアアップ助成金の拡充等により、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を強力に推進する。
加えて、同一労働同一賃金の実現に向け、各都道府県に「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を設置し、コンサルタントによる個別相談援助などを実施する。

(多様な正社員の導入や非正規雇用労働者の正社員転換について、モデル就業規則の作成、企業に対するコンサルティング、好事例の収集、専用HPによる周知・啓発、企業向けセミナーなどを実施する。)
【2.5億円】 (2.4億円)

- 多様な正社員の導入や非正規雇用労働者の正社員転換について、モデル就業規則の作成、企業に対するコンサルティング、好事例の収集、専用HPによる周知・啓発、企業向けセミナーなどを実施する。

賃金引上げと労働生産性向上

(最低賃金・賃金の引上げ等の支援の強化) 【一部新規】
【100億円】 (27億円)

- 最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていくことで、全国加重平均が1,000円となることを目指す。また、経営力強化・生産性向上に向けて、中小企業・小規模事業者への支援措置を推進・拡充するとともに、人事システムの改善を通じた賃金引上げの環境整備に対する助成を創設する。

(労働関係助成金の見直し) 【新規】
【2.2億円】

- 労働関係助成金について、企業の生産性向上の実現を後押しする仕組みを導入するとともに、利用者である事業主等にとって分かりやすく、使いやすいものとなるよう整理統合を行う。また、労働関係助成金を活用して生産性向上に取り組む企業への相談・支援を行う専門のアドバイザーを配置する。

長時間労働の是正

(長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化) 【一部新規】
【10億円】 (5.2億円)

- 月80時間を超える残業が疑われる全ての事業場に対する監督指導の強化を図るとともに、時間外及び休日労働協定(36協定)の適正な締結・届出のための周知広報を行う等により、法規制の執行強化を図る。

(勤務間インターバルの自発的導入の支援等) 【一部新規】
【21億円】 (20億円)

- 勤務間インターバルを導入する中小事業主への支援等を行う。

柔軟な働き方がしやすい環境整備

(テレワークの推進) 【一部新規】

【16億円】 (14億円)

- テレワークの普及を図るため、仕事と子育てとの両立を支援するサテライトオフィスを活用したモデル事業等を実施する。

病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進

(障害者の「働く」環境の整備、治療と仕事の両立) 【一部新規】

【162億円】 (133億円)

- ハローワークを中心とした「チーム支援」、職業能力開発校の体制強化、若年性認知症支援のコーディネーターの配置拡充等により、精神障害・難病・若年性認知症など多様な障害特性に応じた就労支援等を推進する。また、障害者就業・生活支援センターの体制の拡充や、雇用管理の見直し等を行う事業主への支援により、職場定着支援を強化する。
- 障害者就労施設への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就労施設によるマルシェの開催等の支援を実施する。
- 産業保健総合支援センターに両立支援コーディネーターを配置するなど、企業・医療機関と連携して疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援を推進する。また、ハローワークの専門相談員が、がん診療連携拠点病院等と連携して実施するがん患者等に対する就労支援について、治療と両立できる求人の確保等を推進するとともに、拠点数の拡充を図る。
- 不妊治療と仕事の両立を支援するため不妊専門相談センターの相談機能を強化する。

(仕事と家庭の両立支援の推進) 【一部新規】

【114億円】 (58億円)

- 介護休業の分割取得などを含む改正育児・介護休業法について、改正内容の周知や事業主への指導を行う。
- 男性の育児休業の取得促進、介護離職への対応のため、助成金の支給により、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む事業主を支援する。

女性・若者が活躍しやすい環境整備

(人材育成の充実)【一部新規】

【758億円】(668億円)

- 先進企業の好事例を活用したオーダーメイド型訓練の開発やキャリア形成促進助成金の見直し等による企業内訓練の推進、専門実践教育訓練給付の拡充や教育訓練プログラムの開発による労働者の自発的な能力開発支援、子育て女性のためのリカレント教育の拡充や資格取得などを可能にする長期の離職者訓練の拡充・新設など、IT分野をはじめ、労働生産性向上に資する人材育成に向けた取組を一層推進する。

(若者の就職・職業能力開発の推進)【一部新規】

【130億円】(119億円)

- いわゆる「団塊ジュニア世代」を含む就職氷河期に就職時期を迎えた不安定就労者等に対し、短期集中的なセミナー、企業に対する雇入れ支援等を新たに実施することにより、正社員就職に向けた集中的な支援を実施する。
- 地域若者サポートステーションにおいて、高校等の関係機関との連携を強化し、アウトリーチ(訪問)型等による切れ目のない就労支援を実施する等、高校中退者等の若年無業者等に対する就労支援の一層の推進を図る。
- ものづくり分野など地域における人材の育成を支援するため、若者の技能検定の受検料減免措置等により、受検しやすい環境の整備に取り組む。

雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成

(成長企業への転職や復職の支援の強化)【一部新規】

【77億円】(74億円)

- 成長企業が転職者を受け入れて行う能力開発や賃金アップに対する助成を拡大するとともに、中途採用者の能力評価、賃金、処遇の制度を整備し、中途採用者の採用を拡大させた成長企業への助成を創設する。
- 職場情報の「見える化」を一層進めるため、若者雇用促進総合サイトや女性活躍推進企業データベース等について一覧化等をした、より利便性の高い情報開示の仕組みを構築する。

高齢者の就業促進

(企業における高齢者の定年延長・継続雇用の促進、再就職支援の強化)【一部新規】

【72億円】(25億円)

- 65歳以降の定年延長や継続雇用制度の導入を行う企業に対する支援を実施するとともに、民間団体等を活用して高齢者の就業の場を提供する取組を推進する「就労支援団体育成モデル事業(仮称)」を実施する。
- 「生涯現役支援窓口」、高年齢退職予定者キャリア人材バンクの機能を拡充するとともに、高齢者の技能講習と就労支援を一体的に実施する「高齢者スキルアップ・就職促進事業(仮称)」を創設する。

(高齢者の生きがいの充実、地域における就業機会の確保)【一部新規】

【151億円】(130億円)

- 地域に設置される協議会の設置促進、協議会からの提案に基づき実施する「生涯現役促進地域連携事業」の拡充を行うとともに、「地域就業機会創出・拡大事業」の拡大等によりシルバー人材センターの機能を強化する。